

JR電話サービス契約約款

令和4年4月1日

ソフトバンク株式会社

JR電話サービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このJR電話サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりJR電話サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、事業法第7条に定める基礎的電気通信役務にかかるJR電話サービスについては、当社は、この約款を事業法第19条第1項の規定に基づき総務大臣に届け出るJR電話サービスに関する基礎的電気通信役務の契約約款と読み替えて適用するものとします。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 通話	おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
4 電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。）
5 JR電話サービス	電話網のみを使用して行う電気通信サービス
6 電話サービス取扱所	JR電話サービスに関する業務を行う当社の事業所
7 所属電話サービス取扱所	そのJR電話サービスの契約事務を行う電話サービス取扱所
8 加入電話契約	当社から加入電話の提供を受けるための契約（臨時加入電話契約となるものを除きます。）
9 加入電話契約者	当社と加入電話契約を締結している者
10 臨時加入電話契約	30日以内の利用期間を指定して当社から加入電話の提供を受けるための契約
11 臨時加入電話契約者	当社と臨時加入電話契約を締結している者
12 電話中継線加入契約	当社から電話中継線加入の提供を受けるための契約
13 電話中継線加入契約者	当社と電話中継線加入契約を締結している者
14 契約者	加入電話契約者、臨時加入電話契約者、電話中継線加入契約者
15 取扱所交換設備	電話サービス取扱所に設置される交換設備
16 契約者回線	加入電話契約、臨時加入電話契約、電話中継線加入契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線（契約の申込者の指定する場所が取扱所交換設備の支配線盤である場合を含みます。）
17 収容電話サービス取扱所	その契約者回線の収容される電話サービス取扱所

18 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
19 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）第3条で定める種類の端末設備の機器
20 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
21 自営電気通信設備	電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
22 契約者回線等	契約者回線並びに契約者回線に電話網のみを介して接続される電気通信設備であって当社が提供するJ R電話サービス以外の電気通信サービスに係る契約に基づくもの及び当社が必要により設置する電気通信設備
23 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
24 接続契約者回線	相互接続点にその一端が終端する契約者回線
25 他社接続回線	相互接続点において接続契約者回線と相互に接続する電気通信回線であって、当社以外の電気通信事業者が設置するもの
26 特定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者のうち、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社
27 特定他社接続回線	特定事業者が設置する他社接続回線
28 指定加入契約者回線	当社が別紙1に定める特定他社接続回線
29 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（通話以外の通信の取扱い）

第4条 J R電話サービスを利用して行う通話以外の通信は、第38条（当社の電気通信回線との接続）、第46条（他社回線との接続）及び第48条（利用停止）に規定する場合を除き、これを通話とみなして取り扱います。

第2章 J R電話サービスの種類

（J R電話サービスの種類）

第5条 J R電話サービスには、次の種類があります。

J R電話サービスの種類	J R電話サービスの内容
加入電話	当社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所（取扱所交換設備の主配線盤である場合を含みます。）又は指定加入契約者回線と接続する相互接続点との間に電気通信回線（電話中継線インタフェース以外のものをいいます。）を設置して提供するJ R電話サービス
電話中継線加入	当社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所（取扱所交換設備の主配線盤である場合を含みます。）との間に電気通信回線（電話中継線インタフェース（自営電話交換設備の接続の技術的条件に定める接続条件をいいます。）のものをいいます。）を設置して提供するJ R電話サービス

（加入電話の種類）

第6条 加入電話には、次の種類があります。

単独電話	共同電話及びダイヤルイン以外の加入電話
------	---------------------

共同電話	1の契約者回線に複数の電話番号を割り当てることができる加入電話及び同一契約者回線内において相互呼出しができる加入電話
ダイヤルイン	契約者回線に着信通信があった場合に、その契約者回線の電話番号又は追加番号（電話番号以外の番号であって、当社が契約者からの請求によりその契約者回線に付与した番号をいいます。以下同じとします。）の情報を、その契約者回線に接続される構内交換設備等の端末設備に送出する機能（以下「番号情報送出機能」といいます。）を有している加入電話

第3章 JR電話サービスの提供区域

（JR電話サービスの提供区域）

第7条 当社が提供するJR電話サービスは、別に定める業務区域において提供します。

（注）業務区域（指定加入契約者回線と接続する場合を除きます。）は、別紙2に定めます。

第4章 契約

第1節 加入電話に係る契約

（契約の種別）

第8条 加入電話に係る契約には、次の種類があります。

- （1） 加入電話契約
- （2） 臨時加入電話契約

（契約の単位）

第9条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の加入電話契約（臨時加入電話契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。この場合、加入電話契約者（臨時加入電話契約者を含みます。以下同じとします。）は、1の加入電話契約につき1人に限ります。

（契約者回線の終端等）

第10条 当社は、加入電話契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを契約者回線（指定加入契約者回線と接続する接続契約者回線を除きます。）の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、接続契約者回線に係る相互接続点の部分を除いて、加入電話契約者と協議します。

（電話加入区域）

第11条 当社は、取扱所交換設備ごとに電話加入区域を設定します。

2 当社は、電話加入区域を表示する図表をその電話加入区域内の契約事務を行う電話サービス取扱所に掲示し、又は閲覧に供します。

（収容電話サービス取扱所）

第12条 契約者回線は、それぞれ次の電話サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

区 分	収容電話サービス取扱所
1 契約者回線の終端のある場所が電話加入区域内となるもの	その電話加入区域内の電話サービス取扱所
2 契約者回線の終端のある場所が電話加入区域外となるもの	その契約者回線の終端のある場所の近隣の電話サービス取扱所であつて、当社が指定するもの

2 当社は、第63条の2（修理又は復旧の場合の暫定措置）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容電話サービス取扱所を変更することがあります。

(加入電話契約申込の方法)

第 13 条 加入電話契約の申込をするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う電話サービス取扱所に提出していただきます。

2 接続契約者回線に係る加入電話契約の申込をするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を電話サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) その接続契約者回線と相互に接続する他社接続回線に係るサービスの種類及び品目等
- (2) その接続契約者回線と相互に接続する他社接続回線に係る区間
- (3) その接続契約者回線と相互に接続する他社接続回線に係る電気通信事業者の氏名又は名称
- (4) その他接続契約者回線に係る加入電話契約の申込の内容を特定するための事項

(加入電話契約申込の承諾)

第 14 条 当社は、加入電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その加入電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 単独電話の場合

1 契約者回線の終端のある場所が電話加入区域内となるもの	(1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。 (2) 加入電話契約の申込みをした者が加入電話の料金又は工事に関する費用（特定他社接続回線の料金又は工事に関する費用であって、当社が設定するものを含みます。）の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
2 契約者回線の終端のある場所が電話加入区域外となるもの	上記のほか、当社の業務の遂行上支障があるとき。

(2) 共同電話の場合

ア 前号の表に該当するとき。

イ 当社の指定する取扱所交換設備以外の取扱所交換設備に加入するとき。

(3) ダイヤルインの場合

ア 第 1 号の表又は前号イに該当するとき。

イ 契約者回線に接続される構内交換設備等の電気通信設備が自営端末設備以外のとき。

(4) 接続契約者回線に係る申込の場合

ア 前各号に該当するとき。

イ 指定加入契約者回線と接続する場合について、加入電話契約者以外から申込みがあったとき。

ウ その接続契約者回線と他社接続回線との相互接続に関し、その他社接続回線に係る電気通信事業者の承諾が得られないとき。

エ その他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。

(電話番号)

第 15 条 加入電話の電話番号は、次により、当社が定めます。

単独電話及びダイヤルイン	1 の契約者回線ごとの電話番号
共同電話	1 の契約者回線ごとに、呼出信号に対応した電話番号

2 当社は、第 63 条の 2（修理又は復旧の場合の暫定措置）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、加入電話の電話番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、加入電話の電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを加入電話契約者に通知します。

(加入電話の種類の変更)

第 16 条 加入電話契約者は、加入電話の種類の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 14 条（加入電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第 17 条 加入電話契約者は、次の場合を除いて契約者回線の移転の請求をすることができます。

- (1) 契約者回線の終端が相互接続点から相互接続点以外の地点（取扱所交換設備の主配線盤の場合を除きま

す。)となる契約者回線の移転

- (2) 契約者回線の終端が取扱所交換設備の主配線盤のものからそれ以外の地点（相互接続点を除きます。）となる契約者回線の移転

- (3) 指定加入契約者回線と接続する接続契約者回線の移転

2 前項の請求があったときは、当社は、第 14 条（加入電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の利用の一時中断）

第 18 条 当社は、加入電話契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線及び電話番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（加入電話契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第 19 条 加入電話契約者が加入電話契約に基づいて J R 電話サービスの提供を受ける権利は、譲渡することはできません。

（加入電話契約者の地位の承継）

第 20 条 相続又は法人の合併若しくは分割により加入電話契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに所属電話サービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継したものが 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

（変更等の通知）

第 20 条の 2 加入電話契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、所属電話サービス取扱所に通知していただきます。

- (1) 加入電話契約に係る指定加入契約者回線の種類及び品目等の変更
- (2) 加入電話契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所の変更
- (3) 加入電話契約に係る指定加入契約者回線の移転
- (4) 加入電話契約に係る指定加入契約者回線の利用権の譲渡

2 当社は、前項の通知の内容が第 14 条（加入電話契約申込の承諾）第 2 項に該当するときは、第 21 条（加入電話契約者が行う加入電話契約の解除）による解除の通知があったものとして取り扱います。

3 加入電話契約者は、加入電話契約に係る指定加入契約者回線の契約解除があった場合には、そのことを速やかに所属電話サービス取扱所に通知していただきます。

4 当社は、前項の通知があったときは、第 21 条（加入電話契約者が行う加入電話契約の解除）による解除の通知があったものとして取り扱います。

（注 1）第 1 項又は第 3 項の通知があったときは、当社は、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

（注 2）当社は、加入電話契約者から第 1 項又は第 3 項の通知がないときは、第 67 条の 2 の 2（特定事業者からの通知）の通知により、第 1 項又は第 3 項の通知があったものとみなすことがあります。

（加入電話契約者が行う加入電話契約の解除）

第 21 条 加入電話契約者は、加入電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属電話サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行う加入電話契約の解除）

第 22 条 当社は、次の場合には、その加入電話契約等を解除することがあります。

- (1) 第 48 条（利用停止）の規定により加入電話の利用を停止された加入電話契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 加入電話契約に係る指定加入契約者回線の解除があったとき。
- (3) 加入電話契約者が第 48 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

2 当社は、前項の規定により、その加入電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入電話契約者にそ

のことを通知します。

(ダイヤルインに関するその他の提供条件)

第 23 条 ダイヤルインに関するその他の提供条件は、次のとおりとします。

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その追加番号の利用の一時中断（その追加番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
- (2) 第 6 条（加入電話の種類）及び前号以外の追加番号に関する提供条件は、加入電話の電話番号に関する規定に準じて取り扱います。
- (3) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について代表機能を提供します。この場合その代表機能を利用しているすべての契約者回線について共通に番号情報送出機能を利用する場合に限り提供するものとします。

第2節 電話中継線加入契約

(契約の種別)

第 24 条 当社は、電話中継線加入に係る契約は電話中継線加入契約とします。

(電話中継線加入区域)

第 25 条 当社は、取扱所交換設備ごとに電話中継線加入区域を設定します。

2 当社は、電話中継線加入区域を表示する図表をその電話中継線加入区域内の契約事務を取り扱う電話サービス取扱所に掲示し、又は閲覧に供します。

(電話中継線加入契約申込の承諾)

第 26 条 当社は、電話中継線加入契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その電話中継線加入契約の申込みを承諾しないことがあります。

1 契約者回線の終端のある場所が電話中継線加入区域内となるもの	(1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。 (2) 電話中継線加入契約の申込みをした者が電話中継線加入の料金又は工事に関する費用（特定他社接続回線の料金又は工事に関する費用であって、当社が設定するものを含みます。）の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。 (3) その契約者回線に接続することとなる自営端末設備及び自営電気通信設備の全部又は一部（その契約者回線との接続の部分を除きます。）の設置の区域が第 11 条（電話加入区域）の電話加入区域となるとき。
2 契約者回線の終端のある場所が電話中継線加入区域外となるもの	上記のほか、当社の業務の遂行上支障があるとき。
3 接続契約者回線に係る申込のもの	上記 1、2 のほか、次に該当する場合 (1) その接続契約者回線と他社接続回線との相互接続に関し、その他社接続回線に係る電気通信事業者の承諾が得られないとき。 (2) その他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。

(電話番号)

第 27 条 電話中継線加入の電話番号（下 2 桁の番号は除きます。）は、1 の自営交換設備ごとに当社が定めま

す。

2 当社は、第 63 条の 2（修理又は復旧の場合の暫定措置）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、電話中継線加入の電話番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、電話中継線加入の電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを電話中継線加入契約者に通知します。

(契約者回線数)

第 28 条 契約者回線の回線数は、1 の自営交換設備ごとに、その自営交換設備の規模に応じて、当社が別に定

める基準にしたがって算定する回線数とします。

(契約者回線の移転)

第 28 条の 2 電話中継線加入契約者は、次の場合を除いて契約者回線の移転の請求をすることができます。

- (1) 契約者回線の終端が相互接続点から相互接続点以外の地点（取扱所交換設備の主配線盤の場合を除きます。）となる契約者回線の移転
 - (2) 契約者回線の終端が取扱所交換設備の主配線盤のものからそれ以外の地点（相互接続点を除きます。）となる契約者回線の移転
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 26 条（電話中継線加入契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(電話中継線加入契約者の氏名等の変更の届出)

第 28 条の 3 電話中継線加入契約者は、電話中継線加入契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことをすみやかに所属電話サービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(当社が行う電話中継線加入契約の解除)

第 28 条の 4 当社は、第 48 条（利用停止）の規定により電話中継線加入の利用を停止された電話中継線加入契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その電話中継線加入契約を解除することがあります。

- 2 当社は、電話中継線加入契約者が第 48 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、電話中継線加入の利用停止をしないでその電話中継線加入契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前 2 項の規定により、その電話中継線加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ電話中継線加入契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第 29 条 契約の単位、契約者回線の終端等、收容電話サービス取扱所、電話中継線加入契約申込の方法、契約者回線の利用の一時中断、電話中継線加入契約に基づく権利の譲渡の禁止、電話中継線加入契約者の地位の承継、電話中継線加入契約者が行う電話中継線加入契約の解除については、加入電話契約（臨時加入電話契約を除きます。）の場合に準ずるものとします。

第 5 章 付加機能

(付加機能の提供)

第 30 条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について別表 1 の付加機能を提供します。

- 2 当社は、その契約者回線が 30 日以内の利用期間を指定して締結した契約により提供されるものであるときは、臨時付加機能（契約者が 30 日以内の利用期間を指定して提供を受ける付加機能をいいます。）に限り、提供します。

(付加機能の利用の一時中断)

第 31 条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 6 章 端末設備の提供等

第 1 節 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第 32 条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線（指定加入契約者回線と接続する接続契約者回線を除きます。以下この章において同じとします。）の終端から自営端末設備までの線路（以下「配線設備」といいます。）について、端末設備として提供します。

- 2 当社は、その契約者回線が 30 日以内の利用期間を指定して締結した契約により提供するものであるときは、臨時端末設備（契約者が 30 日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。）に限り、提供します。

（端末設備の移転）

第 33 条 当社は、契約者からの請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

（端末設備の接続変更）

第 34 条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備について、その契約者に係る他の契約者回線への接続の変更（以下「接続変更」といいます。）を行います。

- 2 前項の接続変更については、第 32 条（端末設備の提供）の規定に準じて取り扱います。

（端末設備の利用の一時中断）

第 35 条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第2節 自営端末設備の接続

（自営端末設備の接続）

第 36 条 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

- (1) その接続が別表 2 の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- (2) その接続が電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 31 条で定める場合に該当するとき。

- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が同項第 1 号の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

- (1) 技術基準適合認定規則様式第 7 号又は第 14 号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
- (2) 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。

- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

- 5 契約者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。

- 6 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。

ただし、その変更が第 14 条（加入電話契約申込の承諾）第 2 項第 3 号イ及び第 26 条（電話中継線加入契約申込の承諾）第 2 項 1 欄(3)に該当する場合はこの限りではありません。

- 7 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

第 37 条 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が別表 2 の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

- 3 第 1 項の検査を行った結果、自営端末設備が同項の技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

第7章 回線相互接続

(当社の電気通信回線との接続)

- 第 38 条** 契約者は、その契約者回線（指定加入契約者回線と接続する接続契約者回線を除きます。以下第 40 条までにおいて同じとします。）の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との相互接続の請求をすることができます。この場合、その相互接続に係る電気通信回線の名称、その相互接続を行う場所、その相互接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その相互接続の請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面を所属電話サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関し、その接続する電気通信サービスに係る電気通信回線について規定する契約約款の規定により当社が承諾しない場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通話について、その品質を保証しません。

(自営電気通信設備の接続)

- 第 39 条** 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- (1) その接続が別表 3 の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
 - (2) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 70 条第 1 項第 2 号による総務大臣の認定を受けたとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が前項第 1 号の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者は、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- 6 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
- ただし、その変更が第 14 条（加入電話契約申込の承諾）第 2 項第 3 号イ及び第 26 条（電話中継線加入契約申込の承諾）第 2 項 1 欄(3)に該当する場合はこの限りではありません。
- 7 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは当社に通知していただきます。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

- 第 40 条** 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第 37 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

(相互接続点の所在場所等の揭示)

- 第 41 条** 当社は、相互接続点の所在場所等について、電話サービス取扱所に揭示するものとします。

(他社接続回線との相互接続)

- 第 42 条** 当社は、接続契約者回線に係る加入電話契約もしくは電話中継線加入契約の申込み又は接続契約者回線の移転の請求を承諾したときは、その接続契約者回線に係る相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(相互接続点の所在場所の変更)

- 第 43 条** 当社は、相互接続協定に基づき、接続契約者回線に係る相互接続点の所在場所を変更することがあります。

(他社接続回線接続変更)

- 第 44 条** 当社は、契約者から請求があったときは、その接続契約者回線に係る相互接続点の現在の所在場所に

において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 14 条（加入電話契約申込の承諾）又は第 26 条（電話中継線加入契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（接続契約者回線の接続休止）

第 45 条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が接続契約者回線と相互に接続する他社接続回線を利用することができなくなったときは、その接続契約者回線について、接続休止とします。

ただし、その接続契約者回線について、契約者から契約者回線の移転、契約者回線の利用の一時中断もしくは他社接続回線接続変更の請求又は加入電話契約の解除もしくは電話中継線加入契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、その接続契約者回線について接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その接続契約者回線に係る契約者に、そのことを通知します。
- 3 接続契約者回線の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して 1 年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その接続契約者回線に係る契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合は、その接続契約者回線に係る契約者にそのことを通知します。

（他社回線との接続）

第 46 条 契約者（共同電話の加入電話契約者を除きます。）は、その契約者回線（指定加入契約者回線と接続する接続契約者回線を除きます。以下この条において同じとします。）の終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続（相互接続点における他社接続回線との相互接続に該当する場合を除きます。）の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面を所属電話サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。

第 8 章 利用中止及び利用停止

（利用中止）

第 47 条 当社は、次の場合には、J R 電話サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第 49 条（通話利用の制限）の規定により、通話利用を中止するとき。
 - (3) 第 43 条（相互接続点の所在場所の変更）の規定により、接続契約者回線に係る相互接続点の所在場所を変更するとき。
 - (4) 特定の指定加入契約者回線から多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。）を発生させたことにより、現に通話がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- 2 当社は、前項の規定により J R 電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第 48 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（その J R 電話サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった J R 電話サービスの料金、工事に関する費用（特定他社接続回線の料金又は工事に関する費用であって、当社が設定するものを含みます。）又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その J R 電話サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

- (2) 第 67 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 契約者回線（指定加入契約者回線と接続する接続契約者回線を除きます。）に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 第 37 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）若しくは第 40 条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果別表 2 若しくは別表 3 の技術基準及び技術的条件に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- (5) 第 36 条（自営端末設備の接続）第 6 項但書の規定に違反して自営端末設備を変更したとき又は第 39 条（自営電気通信設備の接続）第 6 項但書の規定に違反して自営電気通信設備を変更したとき。
- 2 当社は、前項の規定により J R 電話サービスの利用停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第9章 通話利用の制限

（通話利用の制限）

第 49 条 当社は、通話が著しくふくそうし、通話の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通話の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通話を中止する措置を含みます。）を執ることがあります。

機 関 名
気象機関 災害救助機関 警察機関 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 国又は地方公共団体の機関

第 10 章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第 50 条 当社が提供する J R 電話サービスの料金は、料金表第 1 表（料金）に規定する電話料金とします。

2 当社が提供する J R 電話サービスの工事に関する費用は、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する一時金及び工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

（電話料金の支払義務）

第 51 条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線、端末設備又は付加機能の提供を開始した日から起算して契約の解除又は端末回線若しくは付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第 1 表第 1 （電話料金）に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により J R 電話サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、J R電話サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのJ R電話サービスを全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2欄及び3欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのJ R電話サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失により、そのJ R電話サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するJ R電話サービスについての料金
3 移転、接続変更又は他社契約者回線接続変更に伴って、J R電話サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりJ R電話サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は電話番号を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのJ R電話サービスについての料金

- 3 第1項の期間において、契約者が接続契約者回線と相互に接続する他社接続回線を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 接続契約者回線と相互に接続する他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続回線の契約者に帰する事由により、契約者がその他社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、契約者は、そのJ R電話サービスに係る料金を支払っていただきます。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除いて、接続契約者回線と相互に接続する他社接続回線を利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により接続契約者回線と相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態（その他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2欄を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのJ R電話サービスについての料金
2 他社接続回線に係る電気通信事業者の故意又は重大な過失により、接続契約者回線と相互に接続するその他社接続回線を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するJ R電話サービスについての料金
3 接続契約者回線の接続休止をしたとき。	接続契約者回線の接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するそのJ R電話サービスについての料金

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（月額料金の日割）

第51条の2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定めている料金（以下この条において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。

- (1) 暦月の初日以外の日に契約者回線、端末設備又は付加機能の提供の開始があったとき。

- (2) 暦月の初日以外の日に契約の解除又は端末設備若しくは付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 暦月の初日に契約者回線、端末設備又は付加機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又は端末設備若しくは付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日に加入電話の種類の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 前条第2項第3号の表又は第3項第2号の表の規定に該当するとき。
- 2 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、前条第2項第3号の表の1欄及び第3項第2号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(施設設置負担金の支払義務)

第52条 臨時加入電話契約以外の契約の申込み又は加入電話の種類の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表第1（一時金）に規定する施設設置負担金の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置工事又は加入電話の種類の変更工事の完了前にその工事に係る契約の解除又は請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその施設設置負担金が支払われているときは、当社は、その施設設置負担金を返還します。

- 2 契約者回線の終端が、収容電話サービス取扱所の主配線盤となる契約の場合は、前項の規定にかかわらず、施設設置負担金の支払いを要しません。

(工事費の支払義務)

第53条 契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表第2（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して、解除等があったときまでに着手した工事の部分及び現状に復帰するための工事について別に算定した費用の額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第54条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第1（一時金）に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

- (1) 契約者回線の終端が加入区域外となる契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。
 - (2) 契約者回線の終端が加入区域外にある加入電話について、その種類の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
 - (3) 移転後の契約者回線の終端が加入区域外となる契約者回線の移転（移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、契約者は、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の減免)

第54条の2 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、料金表第1表（料金）、同表第2表（工事に関する費用）及び第51条（電話料金の支払義務）から第54条（線路設置費の支払義務）までの規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第3節 料金の計算及び支払い

(料金の計算方法等)

第 55 条 当社は、契約者（臨時加入電話契約を除きます。以下この条において同じとします。）がその契約に基づき支払う料金は、暦月に従って計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。

(料金等の支払い)

第 56 条 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する電話サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

2 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

第 56 条の2 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

第 56 条の3 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。

第4節 保証金

(保証金)

第 57 条 臨時加入電話契約者は、臨時加入電話契約の申込みの承諾を受けたときは、加入電話の利用に先立って保証金を預け入れていただきます。

ただし、国の機関、地方公共団体その他当社が別に定める者である場合には、この限りではありません。

2 保証金の額は 10 万円とし、無利息とします。

3 当社は、臨時加入電話契約については、その利用期間が満了したときは、保証金を預け入れた者に返還します。

4 当社は、保証金を返還する場合に、契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 58 条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第 59 条 契約者は、料金その他の債務（保証金及び延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第6節 端数処理

(端数処理)

第 59 条の2 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第7節 特定他社接続回線の料金等

（特定他社接続回線の料金等の設定）

第 59 条の2の2 接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線の料金及び工事に係る費用（以下「特定他社接続回線の料金等」といいます。）については、当社が設定するものとします。ただし、特定事業者の契約約款（特定事業者の専用サービスに関する契約約款をいいます。以下同じとします。）に規定するところによりその特定事業者が定める料金についてはこの限りではありません。

2 前項の規定により当社が設定する特定他社接続回線の料金等は、料金表に定めるところによります。この場合において、特定他社接続回線（指定加入契約者回線を除きます。）の種類及び品目については、特定事業者の契約約款に規定するところによります。

（特定他社接続回線の料金等の支払義務）

第 59 条の3 契約者は、その J R 電話サービスに関する契約に係る接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線の料金等（当社が設定するものに限りします。以下同じとします。）を、当社に支払っていただきます。

2 特定他社接続回線の料金等の支払義務については契約者回線の場合に準ずるものとします。この場合、指定加入契約者回線を除き、第 51 条（電話料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表に規定する時間の適用については、特定事業者の契約約款に規定するサービスの種類に応じて定まる時間（以下「特定時間」といいます。）を適用するものとします。

（注）本条第 2 項に規定する特定時間は、12 時間とします。

（その他の提供条件）

第 59 条の4 特定他社接続回線に係る料金の計算方法等、料金等の支払い、割増金及び延滞利息については、契約者回線の場合に準ずるものとします。

第 11 章 保守

（当社の維持責任）

第 60 条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

（契約者の維持責任）

第 61 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別表 2 又は別表 3 の技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

（契約者の切分責任）

第 62 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線（接続契約者回線と相互に接続されている他社接続回線（指定加入契約者回線を除きます。）を含みます。以下この条において同じとします。）その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、電話サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（修理又は復旧の順位）

第 63 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 49 条（通話利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通話を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第一順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

（修理又は復旧の場合の暫定措置）

第63条の2 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその收容電話サービス取扱所及び電話番号等を変更することがあります。

第12章 損害賠償

（責任の制限）

第64条 当社は、J R電話サービスを提供すべき場合において、当社又は特定事業者（指定加入契約者回線に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのJ R電話サービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。

ただし、特定事業者が特定事業者の契約約款の定めにより損害賠償を行う場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、J R電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該J R電話サービスに係る料金表第1表第1（電話料金）に規定する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、第51条の2（月額料金の日割）第2項及び第59条の2（端数処理）の規定に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失によりJ R電話サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

（特定他社接続回線に係る責任の制限）

第64条の2 当社は、当社又は特定事業者の責めに帰すべき理由により契約者が特定他社接続回線（指定加入契約者回線を除きます。以下この条において同じとします。）を全く利用できない状態が生じたときは、その特定他社接続回線を全く利用できない状態（その特定他社接続回線による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、特定時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、特定事業者が特定事業者の契約約款の定めにより損害賠償を行う場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、特定他社接続回線を全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（特定時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその特定他社接続回線に係る料金額（その特定他社接続回線の一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社又は特定事業者の故意又は重大な過失により特定他社接続回線の利用ができなかったときは、前2項の規定は適用しません。

（免責）

第65条 当社は、契約者回線に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、

契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社が別表2又は別表3の技術的条件の規定を変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）したため、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更をしなければならなくなったときは、当社は、その変更した規定に係る自営端末設備又は自営電気通信設備の機能の改造又は変更に要する費用以外の費用については負担しません。

第13章 雑則

（承諾の限界）

- 第66条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務遂行上支障があるとき（請求に係る契約者回線が接続契約者回線である場合において、その接続契約者回線と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る電気通信事業者の承諾が得られない場合その他その請求内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求した契約者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

（書面等の提出等）

- 第66条の2 契約者又は契約の申込みをする者（承継等の手続きをする者を含みます。）は、当社が承認した場合、当社所定の書面等の提出等に代えて、当社指定の方法（電磁的方法やインターネットを経由して当社所定の書式を電話サービス取扱所等へ送信する方法を含みます。）により提出等を行うことができます。

（利用に係る契約者の義務）

- 第67条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときはこの限りではありません。

- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通話の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

- (4) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。

（契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等）

- 第67条の2 契約者回線の終端（接続契約者回線の一端であって、相互接続点におけるものを除きます。以下この条において同じとします。）のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

- 2 契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

- 3 当社が契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

（特定事業者からの通知）

- 第67条の2の2 契約者は、そのJR電話サービスに関する契約に係る接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線について、特定事業者の契約約款に規定する品目の変更等があった場合にはその変更の内容を事前に電話サービス取扱所に通知していただきます。

- 2 当社は、契約者から前項の通知がないときは、当社と特定事業者との相互接続協定に基づき、特定事業者から、契約者と特定事業者とのJR電話サービスに関する契約に係る変更等について、通知を受けることがあります。

(特約条項等)

第 67 条の3 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、契約者に対して別に定める提供条件（以下「特約条項等」といいます。）で、J R 電話サービスの提供をすることがあります。

この場合、当社と契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

ただし、事業法第 7 条に規定する基礎的電気通信役務に関するものについては、この限りではありません。

(法令に規定する事項)

第 67 条の4 J R 電話サービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めのある事項については、別記 1 に定めるところによります。

(技術資料の閲覧)

第 68 条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、J R 電話サービスを利用するうえで参考となる別表 4 の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第 14 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 69 条 J R 電話サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 2 に定めるところによります。

別記

1 契約者に係るパーソナルデータの利用

- (1) 当社は、契約者に係るパーソナルデータ（個人に関するすべてのデータを意味し、個人情報保護法における個人情報には限られません。以下同じとします。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
- (2) パーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの約款の定めるところによります。

2 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、当社の J R 電話サービスと一体的に利用する協定事業者の専用サービスの利用に係る協定事業者に対する請求その他当社が別に定める事項について手続きの代行を行います。

料金表

第1表 料金

第1 電話料金

1 適用

電話料金（指定加入契約者回線に関するものを含みます。）の適用については、第 51 条（電話料金の支払義務）及び第 59 条の 3（特定他社接続回線の料金等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

電 話 料 金 の 適 用	
(1) 電話料金の算定	電話料金は、通話料、番号情報送出处、回線専用料、回線使用料（加算額を含みます。）、配線設備使用料、付加機能使用料を合計して算定します。
(2) 通話料の適用	1 通話料は、当社の J R 電話サービスにより、通話を行うための料金として、適用します。 2 ダイヤルインの契約者回線に接続されている構内交換設備等の端末設備にダイヤルイン以外の契約者回線が接続されているときは、そのダイヤルイン以外の契約者回線は、ダイヤルインの契約者回線とみなして取り扱います。
(3) 番号情報送出处の適用	番号情報送出处は、番号情報送出处機能により電話番号又は追加番号の情報を送出するための料金として適用します。
(4) 回線専用料の適用	回線専用料は、電話中継線加入契約に限り、収容電話サービス取扱所の主配線盤間において、当社が契約者回線を提供した場合に適用します。
(5) 回線使用料の適用	回線使用料は、当社が契約者回線を提供した場合に適用します。ただし、接続契約者回線（指定加入契約者回線と接続するものを除きます。）並びに契約者回線の終端が収容電話サービス取扱所の主配線盤である場合及び電話中継線加入にあつては、回線専用料の適用となる契約者回線の部分は除くものとし、接続契約者回線（指定加入契約者回線と接続するもの（商品名：構外アクセスプラン）に限りまゝ。）にあつては、指定加入契約者回線の料金を含むものとし、適用します。
(6) 回線使用料の加算額の適用	回線使用料の加算額は、契約者回線の終端が加入区域外となる場合に、適用します。
(7) 配線設備使用料の適用	配線設備使用料は、加入電話契約に限り、当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに適用します。 ア 契約者回線の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの配線 イ 1 のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線
(8) 付加機能使用料の適用	付加機能使用料は、当社が別表 1 に規定する付加機能を提供した場合に適用します。
(9) 消費税相当額の加算	1 第 51 条（電話料金の支払義務）により支払いを要する料金の額は、2（料金額）の規定の額（税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。））とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。この場合において、(1) から (8) までの適用による場合は、適用した後の料金の額に消費税相当額を加算した額とします。 2 1 について、当社は消費税法第 63 条に定めるところにより、必要に応じて税込価額（税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）を併記します。 税込価額を併記する場合において、当社は、括弧内にその額を記載するものとします。 3 1 及び 2 の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

2 料金額

2-1 通話料

1 契約者回線ごとに

区 分		料 金 額	
加入電話		臨時加入電話契約以外のもの（月額）	臨時加入電話契約のもの（日額）
単独電話		3,580 円（税込 3,938 円）	358 円（税込 393.8 円）
共同電話	T B	8,880 円（税込 9,768 円）	888 円（税込 976.8 円）
ダイヤルイン	番号負担数が 4 までのもの	6,840 円（税込 7,524 円）	684 円（税込 752.4 円）
	番号負担数が 5 のもの	8,180 円（税込 8,998 円）	818 円（税込 899.8 円）
	番号負担数が 6 のもの	9,290 円（税込 10,219 円）	929 円（税込 1,021.9 円）
	番号負担数が 6 を超えるもの	10,200 円（税込 11,220 円）	1,020 円（税込 1,122 円）
電話中継線加入		月額	10,360 円（税込 11,396 円）
備考			
(1) 番号負担数の算定は、ダイヤルインの契約者回線に接続されている構内交換設備等の端末設備単位に行います。			
(2) 算定番号数（電話番号及び追加番号の番号数の合計をいいます。以下この欄において同じとします。）を契約者回線数で除した数（小数点以下は切り捨てます。以下この欄において同じとします。）に契約者回線数を乗じた数を算定番号数から減じた数の契約者回線については、算定番号数を契約者回線数で除した数に 1 を加えた数を番号負担数とします。			
(3) (2)以外の契約者回線については、算定番号数を契約者回線数で除した数を番号負担数とします。			

2-2 番号情報送送料

区 分	単 位	料金額	
		臨時加入電話契約以外のもの（月額）	臨時加入電話契約のもの（日額）
ダイヤルイン	1 電話番号又は 1 追加番号ごとに	100 円（税込 110 円）	10 円（税込 11 円）

2-3 回線専用料

1 契約者回線ごとに

区 分	料金額（月額）
電話中継線加入	その契約者回線を、専用サービスの 3.4KHz 品目の専用回線であって相互接続点相互間のもの以外のものとみなした場合に適用される基本回線専用料（消費税相当額を加算しない額とします。）と同額

2-4 回線使用料
2-4-1 2-4-2 以外のもの
2-4-1-1 回線使用料

1 契約者回線ごとに

区 分	料 金 額	
加入電話	臨時加入電話契約以外のもの（月額）	臨時加入電話契約のもの（日額）
	2,650 円（税込 2,915 円）	265 円（税込 291.5 円）
電話中継線加入	2,650 円（税込 2,915 円）	265 円（税込 291.5 円）

2-4-1-2 回線使用料の加算額

1 契約者回線について区域外線路 100 メートル までごとに

区 分	料 金 額	
加入電話	臨時加入電話契約以外のもの（月額）	臨時加入電話契約のもの（日額）
	450 円（税込 495 円）	45 円（税込 49.5 円）
電話中継線加入	450 円（税込 495 円）	45 円（税込 49.5 円）

(注) 「区域外線路」とは、契約者回線のうち、その収容電話サービス取扱所が所在する加入区域を超える地点から引込柱等までの部分をいいます。

2-4-2 指定加入契約者回線に係るもの

1 契約者回線ごとに

区 分	料 金 額	
	臨時加入電話契約以外のもの（月額）	臨時加入電話契約のもの（日額）
加入電話	4,400 円（税込 4,840 円）	440 円（税込 484 円）

2-5 配線設備使用料

1 配線ごとに

区 分	料 金 額	
加入電話	臨時加入電話契約以外のもの（月額）	臨時加入電話契約のもの（日額）
	280 円（税込 308 円）	28 円（税込 30.8 円）

2-6 付加機能使用料

1 契約者回線ごとに

料 金 種 別			料 金 額	
			臨時以外のもの（月額）	臨時のもの（日額）
付 加 機 能 使 用 料	プッシュホン 接続機能	短縮ダイヤル機能がない もの	——	——
		短縮ダイヤル機能がある もの	800 円（税込 880 円）	80 円（税込 88 円）
	内線代表機能（スイッチバック）		100 円（税込 110 円）	10 円（税込 11 円）
	自動着信転送機能		100 円（税込 110 円）	10 円（税込 11 円）
	通話中着信機能		300 円（税込 330 円）	30 円（税込 33 円）
	ホットライン		300 円（税込 330 円）	30 円（税込 33 円）

第2 特定他社接続回線(指定加入契約者回線を除きます。以下第2において同じとします。)に関する料金

1 臨時契約(特定事業者の契約約款に規定する臨時専用契約をいいます。以下第2において同じとします。)以外の契約に関するもの

(1) 適用

料金の適用については、第59条の3(特定他社接続回線の料金等の支払義務)の規定によるほか、次の通りとします。

区 分	内 容			
ア 特定他社接 続回線の品目 に係る料金の 適用	特定他社接続回線（特定事業者の契約約款に規定する一般専用サービスに係るもの）に限ります。以下同じとします。）には、次の品目があります。			
	品 名		内 容	
	帯 域	自由 利用	3. 4KHz	通常 0.3 キロヘルツから 3.4 キロヘルツまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの
			3. 4KHz (S)	通常 0.3 キロヘルツから 3.4 キロヘルツまでの周波数帯域を伝送することが可能なものであって、伝送特性に関する補正をしたもの
	品 目	目的 利用	音声伝送	通常の音声伝送（ 0.3 キロヘルツから 3.4 キロヘルツまでの周波数帯域を伝送するものとします。）のみに利用することが可能なもの
備考 目的利用の品目及び符号品目に係る特定事業者の一般専用サービスは、特定事業者契約約款の規定により各品名及び内容欄に掲げる用途のみに利用することができます。				
イ 特定他社接 続回線に係る 契約者の区分	(ア) 「警察・消防」とは、1 の特定他社接続回線について、特定事業者の契約約款に規定する警察機関又は消防機関がその事業のためのみに利用する場合をいいます。 (イ) 「新聞・放送・通信社」とは、1 の特定他社接続回線について、特定事業者の契約約款に規定する新聞社、放送事業者又は通信社が利用する場合であって、新聞社にあっては日刊新聞紙の発行の事業、放送事業者にあっては放送事業、通信社にあっては新聞社又は放送事業者にニュース（特定事業者の契約約款に規定するニュースをいいます。）を供給する事業のためのみに利用する場合をいいます。 (ウ) 「一般」とは、(ア) 又は(イ) に該当しない場合をいいます。			
ウ 特定他社接 続回線の回線 距離の測定	特定他社接続回線の回線距離は、次のとおり測定します。			
	区 分	回線距離の測定方法		
	(ア) その特定他社接続回線の回線距離測定局が同一の単位料金区域（特定事業者の電話サービスに関する契約約款及び料金表に規定する単位料金区域をいいます。以下第2において同じとします。）内にある場合	その特定他社接続回線の双方の終端（相互接続点におけるもの）を含みます。以下第2において同じとします。）の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。		
	(イ) その特定他社接続回線の回線距離測定局がそれぞれ異なる単位料金区域内にある場合	その特定他社接続回線の双方の終端の回線距離測定局が所属する単位料金区域内の通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画の番号に基づいて、次の算式により測定します。 $\sqrt{\left(\begin{array}{c} \text{縦軸の方} \\ \text{形区画番} \times 2 \\ \text{号の数差} \end{array}\right)^2 + \left(\begin{array}{c} \text{縦軸の方} \\ \text{形区画番} \times 2 \\ \text{号の数差} \end{array}\right)^2}$ =回線距離		

	備考 1 「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる特定事業者の専用サービス取扱所（特定事業者の契約約款に規定する専用サービス取扱所をいいます。以下第2において同じとします。）をいいます。 2 回線距離測定局は、特定事業者が次のとおり定めます。 <table><tr><th>区 分</th><th>回線距離測定局</th></tr><tr><td>(ア) 特定他社接続回線の終端が電話加入区域（特定事業者の電話サービスに関する契約約款及び料金表に規定する電話加入区域をいいます。以下第2において同じとします。）内にある場合</td><td> a その電話加入区域に収容区域（特定事業者の電話サービスに関する契約約款及び料金表に規定する収容区域をいいます。以下第2において同じとします。）が定められていない場合 その電話加入区域内の特定事業者の専用サービス取扱所（2以上あるときは、特定事業者が指定するもの） b その電話加入区域に収容区域が定められている場合 その特定他社接続回線の終端のある収容区域内の特定事業者の専用サービス取扱所（2以上あるときは、特定事業者が指定するもの） </td></tr><tr><td>(イ) 特定他社接続回線の終端が電話加入区域外にある場合</td><td>特定事業者が指定する特定事業者の専用サービス取扱所</td></tr></table>	区 分	回線距離測定局	(ア) 特定他社接続回線の終端が電話加入区域（特定事業者の電話サービスに関する契約約款及び料金表に規定する電話加入区域をいいます。以下第2において同じとします。）内にある場合	a その電話加入区域に収容区域（特定事業者の電話サービスに関する契約約款及び料金表に規定する収容区域をいいます。以下第2において同じとします。）が定められていない場合 その電話加入区域内の特定事業者の専用サービス取扱所（2以上あるときは、特定事業者が指定するもの） b その電話加入区域に収容区域が定められている場合 その特定他社接続回線の終端のある収容区域内の特定事業者の専用サービス取扱所（2以上あるときは、特定事業者が指定するもの）	(イ) 特定他社接続回線の終端が電話加入区域外にある場合	特定事業者が指定する特定事業者の専用サービス取扱所						
区 分	回線距離測定局												
(ア) 特定他社接続回線の終端が電話加入区域（特定事業者の電話サービスに関する契約約款及び料金表に規定する電話加入区域をいいます。以下第2において同じとします。）内にある場合	a その電話加入区域に収容区域（特定事業者の電話サービスに関する契約約款及び料金表に規定する収容区域をいいます。以下第2において同じとします。）が定められていない場合 その電話加入区域内の特定事業者の専用サービス取扱所（2以上あるときは、特定事業者が指定するもの） b その電話加入区域に収容区域が定められている場合 その特定他社接続回線の終端のある収容区域内の特定事業者の専用サービス取扱所（2以上あるときは、特定事業者が指定するもの）												
(イ) 特定他社接続回線の終端が電話加入区域外にある場合	特定事業者が指定する特定事業者の専用サービス取扱所												
エ 特定他社接続回線の双方の終端の回線距離測定局が同一となる場合の料金の適用	音声伝送及び3.4KHzの特定他社接続回線について、特定他社接続回線の双方の終端の回線距離測定局が同一となる場合には、距離区分が「0Kmのもの」の基本回線専用料を適用します。												
オ 同一の建物内に終始する特定他社接続回線の料金の適用	同一の建物内に終始する特定他社接続回線の基本額は、この表のウの規定にかかわらず、次のとおりとします。 (ア) 3.4KHz 及び音声伝送に係るもの <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td>基本回線専用料</td><td>特定他社接続回線1回線ごとに月額</td><td>その特定他社接続回線の品目に応じ、回線距離が「0Kmのもの」の基本回線専用料の2分の1</td></tr></table> (イ) 3.4KHz(S) に係るもの <table><tr><th>料金種別</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td>基本回線専用料</td><td>特定他社接続回線1回線ごとに月額</td><td>その特定他社接続回線の品目に応じ、回線距離が「10Kmまでのもの」の基本回線専用料の2分の1</td></tr></table>	区 分	単 位	料 金 額	基本回線専用料	特定他社接続回線1回線ごとに月額	その特定他社接続回線の品目に応じ、回線距離が「0Kmのもの」の基本回線専用料の2分の1	料金種別	単 位	料 金 額	基本回線専用料	特定他社接続回線1回線ごとに月額	その特定他社接続回線の品目に応じ、回線距離が「10Kmまでのもの」の基本回線専用料の2分の1
区 分	単 位	料 金 額											
基本回線専用料	特定他社接続回線1回線ごとに月額	その特定他社接続回線の品目に応じ、回線距離が「0Kmのもの」の基本回線専用料の2分の1											
料金種別	単 位	料 金 額											
基本回線専用料	特定他社接続回線1回線ごとに月額	その特定他社接続回線の品目に応じ、回線距離が「10Kmまでのもの」の基本回線専用料の2分の1											
カ 特定他社接続回線の回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用	電話加入区域若しくは収容区域の設定・変更、特定事業者の専用サービス取扱所の指定の変更、回線距離測定局の位置の変更、特定他社接続回線に関する相互接続点の所在場所の変更又は特定他社接続回線の移転工事により、その特定他社接続回線の終端の回線距離測定局の変更があったときは、基本額を再算定します。												

キ 復旧等に伴い特定他社接続回線の経路を変更した場合の回線専用料の適用	特定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに一時的にその経路を変更した場合の回線専用料は、その特定他社接続回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
ク 4線式引込線に係る特定他社接続回線の料金（加算額）の適用	4線式（特定事業者の契約約款に規定する4線式をいいます。以下第2において同じとします。）引込線（特定事業者の契約約款に規定する引込線をいいます。以下第2において同じとします。）に係る特定他社接続回線の加算額は、その特定他社接続回線に係る相互接続点の部分については適用しません。
ケ 特定他社接続回線に関する料金の減額等	特定他社接続回線の基本額については、(2)（料金額）のアの額から引込線1回線ごとに月額70円（税込77円）を減額し、減額した特定他社接続回線の基本額については、引込線（特定他社接続回線に係る相互接続点の部分に限ります。）1回線ごとに月額60円（税込66円）を加算して適用します。
コ 消費税相当額の加算	1 第59条の3（特定他社接続回線の料金等の支払義務）の規定により支払いを要する料金の額は、(2)（料金額）の規定の額（税抜価額とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。この場合において、アからケの適用による場合は、適用した後の料金の額に消費税相当額を加算した額とします。 2 消費税相当額の加算のその他の取扱いについては、第1（電話料金）の1適用(9)の2及び3の規定に準ずるものとします。

(2) 料金額

ア 基本額

(ア) 3. 4 K H z のもの

基本回線専用料

特定他社接続回線1回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額		
		一 般	警察・消防	新聞・放送・通信社
回 線 距 離	0キロメートルのもの	8,400円 (税込9,240円)	8,400円 (税込9,240円)	8,400円 (税込9,240円)
	10キロメートルまでのもの	12,000円 (税込13,200円)	12,000円 (税込13,200円)	12,000円 (税込13,200円)
	20キロメートルまでのもの	27,000円 (税込29,700円)	23,000円 (税込25,300円)	25,000円 (税込27,500円)
	30キロメートルまでのもの	55,000円 (税込60,500円)	44,000円 (税込48,400円)	50,000円 (税込55,000円)
	40キロメートルまでのもの	75,000円 (税込82,500円)	57,000円 (税込62,700円)	66,000円 (税込72,600円)
	50キロメートルまでのもの	80,000円 (税込88,000円)	61,000円 (税込67,100円)	70,000円 (税込77,000円)
	60キロメートルまでのもの	84,000円 (税込92,400円)	64,000円 (税込70,400円)	74,000円 (税込81,400円)
	70キロメートルまでのもの	106,000円 (税込116,600円)	67,000円 (税込73,700円)	85,000円 (税込93,500円)
	80キロメートルまでのもの	128,000円 (税込140,800円)	69,000円 (税込75,900円)	96,000円 (税込105,600円)
	90キロメートルまでのもの	131,000円 (税込144,100円)	70,000円 (税込77,000円)	99,000円 (税込108,900円)
	100キロメートルまでのもの	134,000円 (税込147,400円)	72,000円 (税込79,200円)	101,000円 (税込111,100円)

1 2 0キロメートルまでのもの	136,000 円 (税込 149,600 円)	73,000 円 (税込 80,300 円)	102,000 円 (税込 112,200 円)
1 4 0キロメートルまでのもの	139,000 円 (税込 152,900 円)	74,000 円 (税込 81,400 円)	105,000 円 (税込 115,500 円)
1 6 0キロメートルまでのもの	142,000 円 (税込 156,200 円)	75,000 円 (税込 82,500 円)	107,000 円 (税込 117,700 円)
1 8 0キロメートルまでのもの	145,000 円 (税込 159,500 円)	76,000 円 (税込 83,600 円)	109,000 円 (税込 119,900 円)
2 0 0キロメートルまでのもの	148,000 円 (税込 162,800 円)	77,000 円 (税込 84,700 円)	111,000 円 (税込 122,100 円)
2 2 0キロメートルまでのもの	151,000 円 (税込 166,100 円)	78,000 円 (税込 85,800 円)	114,000 円 (税込 125,400 円)
2 4 0キロメートルまでのもの	153,000 円 (税込 168,300 円)	79,000 円 (税込 86,900 円)	116,000 円 (税込 127,600 円)
2 4 0キロメートルを超えるもの	153,000 円 (税込 168,300 円)に 240 キロメートルを超える 20 キロメートルまでごとに 1,700 円 (税込 1,870 円)を加えた額	79,000 円(税込 86,900 円)に 240 キロメートルを超える 20 キロメートルまでごとに 900 円(税込 990 円)を加えた額	116,000 円 (税込 127,600 円)に 240 キロメートルを超える 20 キロメートルまでごとに 1,300 円(税込 1,430 円)を加えた額

備考
3.4kHz の特定他社接続回線を符号伝送に利用する場合、特定事業者の契約約款の規定により、特定事業者は、その符号伝送速度に関して保証するものではありませんが、特に 4,800b/s を超える符号伝送に利用する場合（標準的な変復調装置を用いた場合とします。）は、十分な品質が得られないことがあります。

(イ) 3. 4 K H z (S) のもの
基本回線専用料

特定他社接続回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額		
		一 般	警察・消防	新聞・放送・通信社
回 線 距 離	1 0キロメートルまでのもの	15,000 円 (税込 16,500 円)	15,000 円 (税込 16,500 円)	15,000 円 (税込 16,500 円)
	2 0キロメートルまでのもの	34,000 円 (税込 37,400 円)	29,000 円 (税込 31,900 円)	31,000 円 (税込 34,100 円)
	3 0キロメートルまでのもの	68,000 円 (税込 74,800 円)	55,000 円 (税込 60,500 円)	62,000 円 (税込 68,200 円)
	4 0キロメートルまでのもの	90,000 円 (税込 99,000 円)	70,000 円 (税込 77,000 円)	80,000 円 (税込 88,000 円)
	5 0キロメートルまでのもの	96,000 円 (税込 105,600 円)	74,000 円 (税込 81,400 円)	85,000 円 (税込 93,500 円)
	6 0キロメートルまでのもの	102,000 円 (税込 112,200 円)	77,000 円 (税込 84,700 円)	89,000 円 (税込 97,900 円)
	7 0キロメートルまでのもの	129,000 円 (税込 141,900 円)	82,000 円 (税込 90,200 円)	110,000 円 (税込 121,000 円)
	8 0キロメートルまでのもの	155,000 円 (税込 170,500 円)	86,000 円 (税込 94,600 円)	120,000 円 (税込 132,000 円)
	9 0キロメートルまでのもの	158,000 円 (税込 173,800 円)	88,000 円 (税込 96,800 円)	121,000 円 (税込 133,100 円)
	1 0 0キロメートルまでのもの	161,000 円 (税込 177,100 円)	90,000 円 (税込 99,000 円)	123,000 円 (税込 135,300 円)
	1 2 0キロメートルまでのもの	165,000 円 (税込 181,500 円)	92,000 円 (税込 101,200 円)	125,000 円 (税込 137,500 円)
	1 4 0キロメートルまでのもの	170,000 円 (税込 187,000 円)	93,000 円 (税込 102,300 円)	129,000 円 (税込 141,900 円)

1 6 0キロメートルまでのもの	175,000 円 (税込 192,500 円)	94,000 円 (税込 103,400 円)	132,000 円 (税込 145,200 円)
1 8 0キロメートルまでのもの	180,000 円 (税込 198,000 円)	95,000 円 (税込 104,500 円)	136,000 円 (税込 149,600 円)
2 0 0キロメートルまでのもの	184,000 円 (税込 202,400 円)	96,000 円 (税込 105,600 円)	139,000 円 (税込 152,900 円)
2 2 0キロメートルまでのもの	188,000 円 (税込 206,800 円)	97,000 円 (税込 106,700 円)	143,000 円 (税込 157,300 円)
2 4 0キロメートルまでのもの	192,000 円 (税込 211,200 円)	98,000 円 (税込 107,800 円)	146,000 円 (税込 160,600 円)
2 4 0キロメートルを超えるもの	192,000 円 (税込 211,200 円)に 240 キロメートルを超える 20 キロメートルまでごとに 2,100 円(税込 2,310 円)を加えた額	98,000 円(税込 107,800 円)に 240 キロメートルを超える 20 キロメートルまでごとに 1,100 円 (税込 1,210 円)を加えた額	146,000 円 (税込 160,600 円)に 240 キロメートルを超える 20 キロメートルまでごとに 1,600 円(税込 1,760 円)を加えた額
備考 特定事業者の契約約款の規定により、標準的な変復調装置を用いた場合、おおむね 9,600b/s 以下の符号伝送が可能なものとします。			

(ウ) 音声伝送のもの
基本回線専用料

特定他社接続回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額		
		一 般	警察・消防	新聞・放送・通信社
回 線 距 離	0キロメートルのもの	7,000 円 (税込 7,700 円)	7,000 円 (税込 7,700 円)	7,000 円 (税込 7,700 円)
	1 0キロメートルまでのもの	10,000 円 (税込 11,000 円)	10,000 円 (税込 11,000 円)	10,000 円 (税込 11,000 円)
	2 0キロメートルまでのもの	22,000 円 (税込 24,200 円)	19,000 円 (税込 20,900 円)	20,000 円 (税込 22,000 円)
	3 0キロメートルまでのもの	45,000 円 (税込 49,500 円)	36,000 円 (税込 39,600 円)	40,000 円 (税込 44,000 円)
	4 0キロメートルまでのもの	62,000 円 (税込 68,200 円)	47,000 円 (税込 51,700 円)	54,000 円 (税込 59,400 円)
	5 0キロメートルまでのもの	66,000 円 (税込 72,600 円)	50,000 円 (税込 55,000 円)	58,000 円 (税込 63,800 円)
	6 0キロメートルまでのもの	70,000 円 (税込 77,000 円)	53,000 円 (税込 58,300 円)	61,000 円 (税込 67,100 円)
	7 0キロメートルまでのもの	87,000 円 (税込 95,700 円)	55,000 円 (税込 60,500 円)	70,000 円 (税込 77,000 円)
	8 0キロメートルまでのもの	105,000 円 (税込 115,500 円)	56,000 円 (税込 61,600 円)	79,000 円 (税込 86,900 円)
	9 0キロメートルまでのもの	107,000 円 (税込 117,700 円)	57,000 円 (税込 62,700 円)	81,000 円 (税込 89,100 円)
	1 0 0キロメートルまでのもの	109,000 円 (税込 119,900 円)	58,000 円 (税込 63,800 円)	82,000 円 (税込 90,200 円)
	1 2 0キロメートルまでのもの	112,000 円 (税込 123,200 円)	60,000 円 (税込 66,000 円)	84,000 円 (税込 92,400 円)
	1 4 0キロメートルまでのもの	115,000 円 (税込 126,500 円)	61,000 円 (税込 67,100 円)	87,000 円 (税込 95,700 円)
	1 6 0キロメートルまでのもの	118,000 円 (税込 129,800 円)	62,000 円 (税込 68,200 円)	89,000 円 (税込 97,900 円)

180キロメートルまでのもの	121,000 円 (税込 133,100 円)	63,000 円 (税込 69,300 円)	91,000 円 (税込 100,100 円)
200キロメートルまでのもの	124,000 円 (税込 136,400 円)	64,000 円 (税込 70,400 円)	93,000 円 (税込 102,300 円)
220キロメートルまでのもの	126,000 円 (税込 138,600 円)	65,000 円 (税込 71,500 円)	95,000 円 (税込 104,500 円)
240キロメートルまでのもの	128,000 円 (税込 140,800 円)	66,000 円 (税込 72,600 円)	96,000 円 (税込 105,600 円)
240キロメートルを超えるもの	128,000 円 (税込 140,800 円)に 240 キロメートルを超える 20 キロメートルまでごとに 1,400 円(税込 1,540 円)を加えた額	66,000 円(税込 72,600 円)に 240 キロメートルを超える 20 キロメートルまでごとに 700 円(税込 770 円)を加えた額	96,000 円(税込 105,600 円)に 240 キロメートルを超える 20 キロメートルまでごとに 1,100 円 (税込 1,210 円)を加えた額

イ 加算額

(ア) 引込線の部分が4線式するとき
基本回線専用料

料金種別	単 位	料 金 額
4線式引込線	引込線1回線ごとに月額	2,500 円 (税込 2,750 円)

2 臨時契約に関するもの

基本回線専用料

日額

その特定他社接続回線を臨時契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1

第2表 工事に関する費用

第1 一時金

1 適用

一時金の適用については、第52条（施設設置負担金の支払義務）及び第54条（線路設置費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

施設設置負担金の適用	
(1) 施設設置負担金の差額負担	現に使用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに契約を締結してその場所で電気通信サービスの提供を受ける場合の施設設置負担金の額は、次のとおりとします。 ただし、収容電話サービス取扱所から契約者回線の終端までの電気通信回線について新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。 新たに提供を受けるJR電話サービスの施設設置負担金の額 － 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の施設設置負担金の額 ＝ 施設設置負担金の額（残額があるときに限ります。）
(2) 法人の業務の譲渡による別法人への変更等の場合の施設設置負担金の適用	契約者について次の変更があったことに伴い、その契約をいったん解除し、新たに契約の申込みをしてその承諾を受けた場合において、同一の場所でその契約者回線を新たに工事を要することなく引き続き利用することができる（その契約者又はその契約者の業務の同一性及び継続性が認められる場合に限りま。）は、第52条（施設設置負担金の支払義務）の規定にかかわらず、施設設置負担金の支払いを要しません。 ア 契約者である法人の業務の譲渡による別法人への変更 イ 契約者である法人の業務の分割による新たな法人への変更 ウ 契約者である法人格を有しない社団又は財団の代表者の変更 エ その他アからウまでに類する変更
(3) 接続契約者回線に係る施設設置負担金の適用	接続契約者回線に係る施設設置負担金は、その接続契約者回線に係る相互接続点の部分については、適用しません。
(4) 線路設置費の差額負担	現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに契約を締結してその場所で電気通信サービスの提供を受ける場合の線路設置費は、次のとおりとします。 ただし、その収容電話サービス取扱所が所在する加入区域を越える地点から引込柱までの契約者回線（以下「区域外線路」といいます。）の新設を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。 新たに提供を受けるJR電話サービスの線路設置費の額 － 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の線路設置費の額 ＝ 線路設置費の額（残額があるときに限ります。）
(5) 法人の業務の譲渡による別法人への変更等の場合の線路設置費の適用	契約者について次の変更があったことに伴い、その契約をいったん解除し、新たに契約の申込みをしてその承諾を受けた場合において、同一の場所でその契約者回線を新たに工事を要することなく引き続き利用することができる（その契約者又はその契約者の業務の同一性及び継続性が認められる場合に限りま。）は、第54条（線路設置費の支払義務）の規定にかかわらず、線路設置費の支払いを要しません。 ア 契約者である法人の業務の譲渡による別法人への変更 イ 契約者である法人の業務の分割による新たな法人への変更 ウ 契約者である法人格を有しない社団又は財団の代表者の変更 エ その他アからウまでに類する変更

(6) 移転前の区域外線路の一部を使用する場合の線路設置費の額	移転後の契約者回線の終端が加入区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路に限り、線路設置費を適用します。
(7) 消費税相当額の加算	1 第 52 条(施設設置負担金の支払義務) 及び第 54 条(線路設置費の支払義務) の規定により支払いを要する料金の額は、2 (料金額) の規定の額 (税抜価額とします。) に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。この場合において、(1) から (6) までの適用による場合は、適用した後の料金の額に消費税相当額を加算した額とします。 2 消費税相当額の加算のその他の取扱いについては、第 1 (電話料金) の 1 適用 (9) の 2 及び 3 の規定に準ずるものとします。

2 料金額

2-1 施設設置負担金の額

1 契約者回線ごとに

区 分	施設設置負担金の額
加入電話 (臨時加入電話以外のものに限ります。)	72,000 円 (税込 79,200 円)
電話中継線加入	72,000 円 (税込 79,200 円)

2-2 線路設置費の額

1 契約者回線について区域外線路 100 メートルまでごとに

区 分	線路設置費の額	
	臨時加入電話契約以外のもの	臨時加入電話契約のもの
加入電話	13,000 円 (税込 14,300 円)	1,300 円 (税込 1,430 円)
電話中継線加入	18,000 円 (税込 19,800 円)	

第2 工事費

1 加入電話及び電話中継線加入に係るもの

(1) 適用

工事費（特定他社接続回線に関する工事費を含みます。）の適用については、第53条（工事費の支払義務）及び第59条の3（特定他社接続回線の料金等の支払義務）の規程によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用															
ア 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る取扱所内工事費、番号情報送出機能に関する工事費、接続契約者回線に係る工事費、指定加入契約者回線に係る工事費、引込線工事費及び配線工事費を合計して算定します。														
イ 取扱所内工事費、番号情報送出機能に関する工事費、接続契約者回線に係る工事費、指定加入契約者回線に係る工事費、引込線工事費、配線工事費の適用	取扱所内工事費、番号情報送出機能に関する工事費、接続契約者回線に係る工事費、指定加入契約者回線に係る工事費、引込線工事費及び配線工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>取扱所内工事費等の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 取扱所内工事費</td><td> 収容電話サービス取扱所内の配線盤等において工事を要する場合に適用します。 ただし、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。 </td></tr> <tr> <td>(イ) 番号情報送出機能に関する工事費</td><td>ダイヤルインの加入電話において、電話番号及び追加番号の情報を送出するための工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>(ウ) 接続契約者回線に係る工事費</td><td>指定加入契約者回線と接続する接続契約者回線の設置の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>(エ) 指定加入契約者回線に係る工事費</td><td>指定加入契約者回線の設置又は移転の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>(オ) 引込線工事費</td><td>引込線（契約者回線のうち、引込柱から保安器までの部分（ケーブル引込みの場合は、配線盤の部分）をいい、保安器及びアース棒を含みます。以下同じとします。）の工事を要する場合に適用します。ただし、施設設置負担金の支払いを要する工事については、この限りではありません。</td></tr> <tr> <td>(カ) 配線工事費</td><td> 次の配線の工事を要する場合に適用します。 a 契約者回線の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの配線。 b 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線 </td></tr> </tbody> </table>	区 分	取扱所内工事費等の適用	(ア) 取扱所内工事費	収容電話サービス取扱所内の配線盤等において工事を要する場合に適用します。 ただし、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。	(イ) 番号情報送出機能に関する工事費	ダイヤルインの加入電話において、電話番号及び追加番号の情報を送出するための工事を要する場合に適用します。	(ウ) 接続契約者回線に係る工事費	指定加入契約者回線と接続する接続契約者回線の設置の場合に適用します。	(エ) 指定加入契約者回線に係る工事費	指定加入契約者回線の設置又は移転の場合に適用します。	(オ) 引込線工事費	引込線（契約者回線のうち、引込柱から保安器までの部分（ケーブル引込みの場合は、配線盤の部分）をいい、保安器及びアース棒を含みます。以下同じとします。）の工事を要する場合に適用します。ただし、施設設置負担金の支払いを要する工事については、この限りではありません。	(カ) 配線工事費	次の配線の工事を要する場合に適用します。 a 契約者回線の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの配線。 b 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線
区 分	取扱所内工事費等の適用														
(ア) 取扱所内工事費	収容電話サービス取扱所内の配線盤等において工事を要する場合に適用します。 ただし、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。														
(イ) 番号情報送出機能に関する工事費	ダイヤルインの加入電話において、電話番号及び追加番号の情報を送出するための工事を要する場合に適用します。														
(ウ) 接続契約者回線に係る工事費	指定加入契約者回線と接続する接続契約者回線の設置の場合に適用します。														
(エ) 指定加入契約者回線に係る工事費	指定加入契約者回線の設置又は移転の場合に適用します。														
(オ) 引込線工事費	引込線（契約者回線のうち、引込柱から保安器までの部分（ケーブル引込みの場合は、配線盤の部分）をいい、保安器及びアース棒を含みます。以下同じとします。）の工事を要する場合に適用します。ただし、施設設置負担金の支払いを要する工事については、この限りではありません。														
(カ) 配線工事費	次の配線の工事を要する場合に適用します。 a 契約者回線の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの配線。 b 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線														
ウ 種類の変更、移転又は接続変更の場合の工事費の適用	種類の変更の場合の工事費は、変更後の種類に対応する設備に関する工事に適用し、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取り付けに関する工事に適用します。														
エ 同時工事における工事費の減額	1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事（取扱所内工事、接続契約者回線に係る工事費、特定他社接続回線に係る工事費及び番号情報送出機能に関する工事に係る工事の場合は除きます。）を施工する場合は、1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき1,850円（税込2,035円）を減額します。														
オ 指定加入契約者回線に係る工事費の減額の適用	当社は、指定加入契約者回線に係る工事について、(2)（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。														

カ 消費税相当額の加算	1 第53条（工事費の支払義務）により支払いを要する工事費の額は、(2)（工事費の額）の規定の額（税抜価額とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。この場合において、アからオまでの適用による場合は、適用した後の料金の額に消費税相当額を加算した額とします。 2 消費税相当額の加算のその他の取扱いについては、第1（電話料金）の1適用(9)の2及び3の規定に準ずるものとします。
-------------	---

(2) 工事費の額

(2)-1 契約者回線若しくは指定加入契約者回線の設置若しくは移転、加入電話の種類の変更、付加機能の利用の開始、配線設備の設置、移転、接続変更若しくは契約者回線と当社が提供する電気通信回線および当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線との接続に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 取扱所内工事費		1 契約者回線ごとに	1,700 円（税込 1,870 円）
イ 接続契約者回線に係る工事費		1 契約者回線ごとに	1,300 円（税込 1,430 円）
ウ 指定加入契約者回線に係る工事費		1 指定加入契約者回線ごとに	5,000 円（税込 5,500 円）
エ 引込線工事費		1 契約者回線ごとに	7,600 円（税込 8,360 円）
オ 配線工事費	既設配線を利用しない場合	1 配線ごとに	7,600 円（税込 8,360 円）
	既設配線を利用する場合	1 配線ごとに	4,600 円（税込 5,060 円）
カ 番号情報送出機能に関する工事費	利用の開始工事のとき	1 電話番号又は1 追加番号ごとに	600 円（税込 660 円）
	追加番号の数の増加工事のとき	増加する 1 追加番号ごとに	600 円（税込 660 円）

※ 上記工事に伴い、引込等において建柱等特別な工事を要する場合には、別に算定する実費を支払っていただきます。

(2)-2 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1) 利用の一時 中断の工事	ア 取扱所内工事費	1 契約者回線ごとに	1,700 円（税込 1,870 円）
	イ 引込線工事費	1 契約者回線ごとに	4,600 円（税込 5,060 円）
(2) 再利用の工事			(2)-1 の工事費の額と同額

2 特定他社接続回線（指定加入契約者回線を除きます。以下2において同じとします。）に係るもの

(1) 適用

特定他社接続回線に関する工事費の適用については、第 59 条の 3（特定他社接続回線の料金等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容						
ア 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る回線接続等工事費を合計して算定します。						
イ 回線接続等工事費の適用	回線接続等工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>工事費の適用</th></tr> <tr> <td>回線接続等工事費</td><td>特定事業者の専用サービス取扱所（特定事業者の契約約款に規定する専用サービス取扱所をいいます。）の主配線盤等において特定他社接続回線の接続等の工事を要する場合に適用します。</td></tr> </table>	区 分	工事費の適用	回線接続等工事費	特定事業者の専用サービス取扱所（特定事業者の契約約款に規定する専用サービス取扱所をいいます。）の主配線盤等において特定他社接続回線の接続等の工事を要する場合に適用します。		
区 分	工事費の適用						
回線接続等工事費	特定事業者の専用サービス取扱所（特定事業者の契約約款に規定する専用サービス取扱所をいいます。）の主配線盤等において特定他社接続回線の接続等の工事を要する場合に適用します。						
ウ 特定他社接続回線の移転又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用	特定事業者の契約約款に規定する特定他社接続回線の移転又は他社接続回線接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。						
エ 割増工事費	特定事業者は、特定他社接続回線に係る契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、特定事業者の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、(2)（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。 <table border="1"> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th><th>割増工事費の額</th></tr> <tr> <td>午後 5 時から午後 10 時まで（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日をいいます。）にあっては午前 8 時 30 分から午後 10 時までとします。）</td><td>その工事に関する工事費の合計額から 1,000 円（税込 1,100 円）を差し引いて 1.3 を乗じた額に 1,000 円（税込 1,100 円）を加算した額</td></tr> <tr> <td>午後 10 時から翌日の午前 8 時 30 分まで</td><td>その工事に関する工事費の合計額から 1,000 円（税込 1,100 円）を差し引いて 1.6 を乗じた額に 1,000 円（税込 1,100 円）を加算した額</td></tr> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後 5 時から午後 10 時まで（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日をいいます。）にあっては午前 8 時 30 分から午後 10 時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から 1,000 円（税込 1,100 円）を差し引いて 1.3 を乗じた額に 1,000 円（税込 1,100 円）を加算した額	午後 10 時から翌日の午前 8 時 30 分まで	その工事に関する工事費の合計額から 1,000 円（税込 1,100 円）を差し引いて 1.6 を乗じた額に 1,000 円（税込 1,100 円）を加算した額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額						
午後 5 時から午後 10 時まで（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日をいいます。）にあっては午前 8 時 30 分から午後 10 時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から 1,000 円（税込 1,100 円）を差し引いて 1.3 を乗じた額に 1,000 円（税込 1,100 円）を加算した額						
午後 10 時から翌日の午前 8 時 30 分まで	その工事に関する工事費の合計額から 1,000 円（税込 1,100 円）を差し引いて 1.6 を乗じた額に 1,000 円（税込 1,100 円）を加算した額						
オ 工事費の減額適用	当社は、(2)（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。						
カ 消費税相当額の加算	1 第 59 条の 3（特定他社接続回線の料金等の支払義務）により支払いを要する工事費の額は、(2)（工事費の額）の規定の額（税抜価額とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。この場合において、アからオまでの適用による場合は、適用した後の料金の額に消費税相当額を加算した額とします。 2 消費税相当額の加算のその他の取扱いについては、第 1（電話料金）の 1 適用(9)の 2 及び 3 の規定に準ずるものとします。						

(2) 工事費の額

ア 特定他社接続回線の特定事業者の契約約款に規定する設置、品目の変更、2線式と4線式の区別の変更、特定他社接続回線の移転、他社接続回線接続変更、利用の一時中断、利用休止又は再利用に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(7) 基本工事費	1 の工事ごとに	1,000 円 (税込 1,100 円)
(1) 回線接続等工事費	引込線 (相互接続点に係るものに限り、) 1 回線ごとに	1,000 円 (税込 1,100 円)

別表1 当社が提供する付加機能

種 類	提 供 条 件
1 プッシュホン接続機能	(1) 当社が指定する電話サービス取扱所の取扱所交換設備に収容される単独電話の契約者回線に限り提供します。 (2) 短縮ダイヤル機能があるものを利用する場合には、その契約者回線に接続する端末設備から記号を含め3桁に短縮した数字（以下この欄において「短縮数字」といいます。）によるダイヤル発信をすることができます。 この場合において、短縮数字の組合せ数は、1の契約者回線につき20以内とします。 ただし、2以上の契約者回線については、短縮数字を共通に利用するときは、1の契約者回線につき20を限度として、60以内とします。
2 内線代表機能（スイッチバック）	2以上の契約者回線について、それらの電話番号を代表する代表電話番号を定め、その代表電話番号に着信通話があった場合に、通話中でないいずれか1の契約者回線に接続することができるようにする機能をいいます。
3 自動着信転送機能	その契約者回線に着信する通話を、あらかじめ指定された他の契約者回線に、自動的に転送する機能をいいます。
4 通話中着信機能	通話中に他から着信があることを知らせ、その契約者回線に接続されている電話機のフックボタンの操作により、現に通話中の通話を保留し、その着信に応答して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができるようにする機能をいいます。
5 ホットライン	その契約者回線からの発信通信に関して、その契約者回線に接続されている電話機から発呼信号を受信した後、選択信号を受信することなく、あらかじめ指定された他の契約者回線に接続する機能をいいます。

別表2 自営端末設備の適合すべき技術基準及び技術的条件

技 術 基 準	技 術 的 条 件
端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号)	連接電話端末等の接続の技術的条件

別表3 自営電気通信設備の適合すべき技術基準及び技術的条件

技 術 基 準	技 術 的 条 件
端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号)	連接電話端末等の接続の技術的条件 自営電話交換設備の接続の技術的条件

別表4 JR電話サービスに係る技術資料の項目

1 電話用交換設備の基本的な接続動作 (1) 接続動作の概要 (2) 接続動作のタイミング 2 電話網の基本的な伝送特性 (1) 伝送損失 (2) 減衰ひずみ 3 電話網の基本的な接続特性 (1) 起呼過程における特性 (2) 接続動作の過程における特性

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、昭和62年4月1日から実施します。

(施設設置負担金の支払義務に関する規定の適用)

第2条 この約款実施前に、日本国有鉄道が設置する電気通信設備を使用していた者が、当社が承継した電気通信設備を継続して使用するためにJR電話サービスの契約を締結する場合は、第48条（施設設置負担金の支払義務）の規定は、適用しません。

(別に算定する費用の算定方法)

第3条 この約款における別に算定する費用とは次のとおりとします。

(1) 工事費の算定については当該工事に係る物品費、取付費及び間接費の合計額とします。

工事費＝物品費＋取付費＋間接費

項 目	区 分	価 格 等	算定方法
物品費		購入価格	
取付費	(1) 労務費	1時間あたりの人件費単金×延労働時間	左記(1)、(2)の合計額
	(2) 消耗品費	消耗品価格に消耗品の調達に要する費用を加えたもの。	
間接費		当該工事に係る物品費及び取付費以外に要する全ての経費（ガソリン代、車両の維持費、測定器等の損料、管理費等）	

(2) 線路設置費の算定については工事費の場合に準ずるものとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成元年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成元年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成3年2月18日から実施します。

ただし、別表1の規定中吹田駅に関する部分については、当社が別に定める日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成4年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成5年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成7年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成9年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前から継続して提供しているものであって、同日から平成9年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定される電気通信サービスの料金については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年11月17日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成10年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成11年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により接続契約者回線を使用してJ R電話サービスの提供を受けている契約者の特定他社接続回線に関する取扱いについては、この改正規定にかかわらず、当分の間、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 10 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 10 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 11 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 12 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 5 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

(共同電話に係る J R 電話サービスの料金その他の取扱いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している共同電話（二共同、T 式自動接続、F 式自動接続及び磁石接続に限ります。）に係る J R 電話サービスの料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 通話料

1 契約者回線ごとに

区 分		料 金 額	
		臨時加入電話契約以外のもの (月額)	臨時加入電話契約のもの (日額)
共同電話	二共同	8,400 円 (税込 8,820 円)	840 円 (税込 882 円)
	T 式自動接続	9,840 円 (税込 10,332 円)	984 円 (税込 1,033.2 円)
	F 式自動接続	9,840 円 (税込 10,332 円)	984 円 (税込 1,033.2 円)
	磁石接続	9,840 円 (税込 10,332 円)	984 円 (税込 1,033.2 円)

(付加機能に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している以下の付加機能の料金その他の取扱いは、附則別表及び次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 付加機能使用料

1 契約者回線ごとに

区 分	料 金 額	
	臨時以外のもの（月額）	臨時のもの（日額）
可変短縮ダイヤル機能	100 円（税込 105 円）	10 円（税込 10.5 円）
代替応答（ピックアップ）機能	100 円（税込 105 円）	10 円（税込 10.5 円）
グループ一斉接続機能	550 円（税込 577.5 円）	55 円（税込 57.75 円）
自動再呼機能（キャンプオン）	100 円（税込 105 円）	10 円（税込 10.5 円）
会議電話	800 円（税込 840 円）	80 円（税込 84 円）

（経過措置）

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 20 年 12 月 15 日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 9 月 15 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

(消費税相当額に関する経過措置)

- 2 平成 20 年 4 月 1 日実施の附則に規定する税込価額については、平成 26 年 3 月 31 日までの消費税相当額により算出した額とし、この改正規定実施の日において、当該附則に規定する税抜価額に消費税相当額を加算した額に読み替えるものとします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和 2 年 3 月 27 日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。

附則別表1 付加機能

種 類		提 供 条 件
1 可変短縮ダイヤル機能	特定の契約者回線への呼出しを、3桁又は4桁の数字のダイヤルにより行えるようにする機能をいいます。	当社が指定する電話サービス取扱所の取扱所交換設備に收容される単独電話の契約者回線に限り提供します。
2 代替応答（ピックアップ）機能	あらかじめ設定した2以上の契約者回線からなるグループ内に着信した通話を、その契約者回線に接続されている他の電話機のダイヤル操作で応答することができる機能をいいます。	当社が指定する電話サービス取扱所の取扱所交換設備に收容される単独電話の契約者回線に限り提供します。
3 グループ一斉接続機能	あらかじめ設定した2以上の契約者回線からなるグループ内の契約者回線と、一の着信に応答して同時に接続して通話を行うことのできる機能をいいます。	当社が指定する電話サービス取扱所の取扱所交換設備に收容される単独電話の契約者回線に限り提供します。
4 自動再呼機能（キャンプオン）	特定の契約者回線の呼出しが、話中のために着信できない場合に、あらかじめ設定した特別な電話番号をダイヤルすることにより、話中が解除され次第、自動的に呼出しを行い、応答により接続する機能をいいます。	当社が指定する電話サービス取扱所の取扱所交換設備に收容される単独電話の契約者回線に限り提供します。
5 会議電話	その契約者回線に接続されている電話機のフックボタン及びダイヤル操作により、会議のために通話を行うこととなる契約者回線を順次呼び出し、その契約者回線及び呼び出した契約者回線相互に通話を行うことができるようにする機能をいいます。	(1) 当社が指定する電話サービス取扱所の取扱所交換設備に收容される単独電話の契約者回線に限り提供します。 (2) 呼び出すことができる契約者回線の数7回線までとします。

別紙1 指定加入契約者回線に係る特定事業者の電気通信サービス等

特定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	D S L 等接続専用サービス (契約者回線型サービスに限ります。)	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	D S L 等接続専用サービス (契約者回線型サービスに限ります。)	専用サービス契約約款

別紙2 業務区域

1 業務区域

(1) 次の各区間の鉄道線路の沿線

線 区	業 務 区 域
東海道本線	東京駅 ～ 横浜駅 東京駅 ～ 浜松駅 (新幹線) 名古屋駅 ～ 岐阜駅 新大阪駅 ～ 新神戸駅 (新幹線)
山陽本線	新神戸駅 ～ 小倉駅 (新幹線) 新下関駅 ～ 門司駅
鹿児島本線	門司港駅 ～ 門司駅 小倉駅 ～ 博多駅 (新幹線)
東北本線	東京駅 ～ 大宮駅 大宮駅 ～ 盛岡駅 (新幹線)
高崎線	大宮駅 ～ 高崎駅 (新幹線)
上越線	高崎駅 ～ 長岡駅 (新幹線)
信越本線	長岡駅 ～ 新潟駅 (新幹線)

(2) 次に掲げる駅構内及びその周辺地域の一部

線 区	業 務 区 域
函館本線	函館駅、札幌駅、苗穂駅、旭川駅、新函館北斗駅
室蘭本線	東室蘭駅、苫小牧駅
千歳線	新千歳空港駅
根室本線	落合駅、帯広駅、釧路駅
宗谷本線	名寄駅
石北本線	北見駅
東北本線	秋葉原駅、上野駅、田端駅、浮間舟渡駅、大宮駅、小山駅、 宇都宮駅、那須塩原駅、新白河駅、郡山駅、福島駅、白石蔵王駅、仙台駅、新利府駅、 一ノ関駅、水沢江刺駅、北上駅、新花巻駅、盛岡駅、いわて沼宮内駅、二戸駅、 八戸駅、青森駅
陸羽東線	古川駅
奥羽本線	山形駅、新庄駅、秋田駅、大館駅、弘前駅
羽越本線	酒田駅
高崎線	熊谷駅、本庄早稲田駅、高崎駅
上越線	上毛高原駅、越後湯沢駅、浦佐駅
信越本線	長野駅、直江津駅、長岡駅、燕三条駅、新潟駅

篠ノ井線	松本駅
常磐線	水戸駅
総武本線	千葉駅
中央本線	国立駅、立川駅、八王子駅、甲府駅、辰野駅、多治見駅、神領駅、飯田橋駅
山手線	恵比寿駅、渋谷駅、新宿駅、池袋駅
東海道本線	東京駅、品川駅、川崎駅、横浜駅、小田原駅、熱海駅、三島駅、新富士駅、静岡駅、掛川駅、浜松駅、豊橋駅、三河安城駅、名古屋駅、岐阜駅、岐阜羽島駅、米原駅、京都駅、吹田駅、新大阪駅、大阪駅、三ノ宮駅、神戸駅、新神戸駅
横浜線	新横浜駅
武蔵野線	梶ヶ谷貨物ターミナル駅
飯田線	飯田駅、駒ヶ根駅
高山本線	高山駅
北陸本線	敦賀駅、金沢駅、富山駅
関西本線	亀山駅、四日市駅、天王寺駅
阪和線	和歌山駅
紀勢本線	松阪駅、紀伊長島駅、新宮駅、紀伊田辺駅
山陽本線	兵庫駅、西明石駅、姫路駅、相生駅、岡山駅、新倉敷駅、福山駅、新尾道駅、三原駅、東広島駅、広島駅、新岩国駅、徳山駅、新山口駅、新下関駅、下関駅
山陰本線	福知山駅、豊岡駅、鳥取駅、米子駅、出雲市駅、浜田駅
予讃線	高松駅、宇多津駅、伊予西条駅、松山駅
高德線	徳島駅
土讃線	高知駅
鹿児島本線	門司港駅、門司駅、小倉駅、吉塚駅、博多駅、熊本駅、新八代駅、鹿児島中央駅
長崎本線	佐賀駅、長崎駅
佐世保線	早岐駅
日豊本線	大分駅、宮崎駅

(3) (1)、(2)に掲げる駅等の所在地を2項に示す。

2 業務区域の所在地

都道府県	市町村
北海道	札幌市、旭川市、帯広市、北見市、釧路市、名寄市、千歳市、苫小牧市、室蘭市、登別市、函館市、空知郡（南富良野町）、北斗市
青森県	青森市、弘前市、八戸市
岩手県	盛岡市、花巻市、北上市、奥州市、一関市、二戸市 紫波郡（紫波町、矢巾町）、西磐井郡（平泉町）、岩手郡（岩手町）
宮城県	仙台市、大崎市、白石市、岩沼市、名取市、多賀城市、栗原市、刈田郡（蔵王町）、柴田郡（大河原町、村田町、柴田町）、宮城郡（利府町）、黒川郡（大和町、大郷町、大衡村）
秋田県	秋田市、大館市
山形県	山形市、酒田市、新庄市
福島県	福島市、白河市、郡山市、須賀川市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡（国見町、桑折町）、岩瀬郡（天栄村）、西白河郡（矢吹町、西郷村、泉崎村）
茨城県	水戸市、古河市、猿島郡（五霞村）
栃木県	宇都宮市、小山市、矢板市、那須塩原市、大田原市、さくら市、下野市、河内郡（上三川町）、下都賀郡（野木町）、塩谷郡（塩谷町）、那須郡（那須町）
群馬県	藤岡市、高崎市、渋川市、北群馬郡（吉岡村、榛東村）、吾妻郡（高山村）、利根郡（みなかみ町）
埼玉県	さいたま市、熊谷市、桶川市、鴻巣市、行田市、本庄市、深谷市、上尾市、川口市、久喜市、蓮田市、幸手市、蕨市、北足立郡（伊奈町）、児玉郡（上里町）、南埼玉郡（白岡町）
千葉県	千葉市
東京都	千代田区、渋谷区、北区、港区、品川区、大田区、豊島区、台東区、荒川区、板橋区、新宿区、八王子市、立川市、国分寺市
神奈川県	川崎市、横浜市、大和市、藤沢市、綾瀬市、海老名市、平塚市、小田原市、高座郡（寒川町）、中郡（大磯町、二宮町）、足柄下郡（真鶴町、湯河原町）
新潟県	新潟市、燕市、三条市、見附市、長岡市、上越市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡（湯沢町）
富山県	富山市
石川県	金沢市
福井県	敦賀市
山梨県	甲府市、南都留郡（富士河口湖町）
長野県	長野市、松本市、飯田市、駒ヶ根市、上伊那郡（辰野町）
岐阜県	羽島市、岐阜市、多治見市、高山市、羽島郡（岐南町、笠松町）
静岡県	熱海市、浜松市、静岡市、三島市、沼津市、富士市、焼津市、藤枝市、島田市、菊川市、掛川市、袋井市、磐田市、牧之原市、田方郡（函南町）、駿東郡（長泉町）
愛知県	名古屋市、豊橋市、春日井市、安城市、稲沢市、一宮市、清洲市
三重県	四日市市、松阪市、亀山市、北牟婁郡（紀北町）
滋賀県	米原市、野洲市
京都府	京都市、福知山市
大阪府	大阪市、吹田市

兵庫県	神戸市、豊岡市、尼崎市、相生市、赤穂市、伊丹市、西宮市、芦屋市、明石市、たつの市、加古川市、高砂市、姫路市、揖保郡（太子町）、加古郡（播磨町）
和歌山県	和歌山市、田辺市、新宮市
鳥取県	鳥取市、米子市
島根県	出雲市、浜田市
岡山県	備前市、岡山市、倉敷市、笠岡市、総社市、瀬戸内市、浅口市
広島県	福山市、尾道市、三原市、竹原市、大竹市、広島市、東広島市、廿日市市、安芸郡（府中町、熊野町、海田町）
山口県	岩国市、下関市、下松市、周南市、宇部市、防府市、山口市、山陽小野田市
徳島県	徳島市
香川県	高松市、綾歌郡（宇多津町）
愛媛県	松山市、西条市
高知県	高知市
福岡県	北九州市、直方市、福岡市、宮若市、鞍手郡（鞍手町）、粕屋郡（久山町）
佐賀県	佐賀市
長崎県	長崎市、佐世保市
熊本県	熊本市、八代市
大分県	大分市
宮崎県	宮崎市
鹿児島県	鹿児島市